

# 板橋区立弥生小学校PTA会則

## 第 一 章 総 則

- 第 一 条 本会は東京都板橋区立弥生小学校PTAと称する。
- 第 二 条 本会は学校と家庭が協力して、児童の健全な発達及び福祉の増進を図ることを目的とする。
- 第 三 条 本会は前条の目的を達成する為に、下記の活動を行う。
- 1、 会員の研鑽向上を図る。
  - 2、 家庭と学校との緊密な連絡を図る。
  - 3、 児童の福祉厚生を図る。
  - 4、 その他前条の目的を達成する為に必要な活動を行う。

## 第 二 章 方 針

- 第 四 条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。
- 1、 如何なる政党・宗教にも偏らない。
  - 2、 本会または本会役員の名でどんな営利的企業をしても支持しない。  
またどんな職務（公私を問わず）の候補者をも推薦しない。
  - 3、 本会は、自主独立のものであって、他のどんな団体または機関の支配や干渉をも受けない。
  - 4、 児童・青少年の福祉増進のために活動する他の団体及び機関と協力する。

## 第 三 章 会 員

- 第 五 条 本会は次の者をもって会員とする。
- 1、 本校に在籍する入会の意思を表明した児童の父母(保護者)と教職員とする。

## 第 四 章 組 織 及 び 選 出 方 法

- 第 六 条 本会の組織及び選出方法は次の通りとする。
- 1、 【役員】  
会長1名、副会長1名以上（内1名副校長）、書記若干名、会計若干名。
  - 2、 【監査委員】  
2名以上(内1名教職員)。
  - 3、 【役員選考】  
役員と監査委員の選考は、次年度役員選考のために当該年度の役員が行う。
- 第 七 条 役員と監査委員はPTA会員全員を対象に立候補を募り、総会で承認を経て決定する。
- 第 八 条 役員・監査委員の任期は4月1日より1ヵ年とする。但し役員の再任を妨げない。監査委員は連続して2年を超えてはならない。  
役員の欠員は再度立候補を募り、常任委員会で承認を経て決定する。但し会長の場合は副会長より選任する。補充役員の任期は前任

者の残任期間とする。

## 第 五 章 会 務

第 九 条 会務は下記の通り行う。

- 1、会長は、本会を代表し、一切の会務を統括する。
- 2、副会長は、会長を助け、会長に事故ある時はこれに代わる。
- 3、書記は、記録その他の庶務を司る。
- 4、会計は、本会の経理事務を行う。
- 5、監査委員は、本会を監査しその結果を総会において報告する。

## 第 六 章 委員の構成

第 十 条 本会には、従来の専門委員会を設けないものとする。代わりに、行事運営などの活動を補助するためのサポートメンバーを保護者から立候補により募ることができる。

- 1、サポートメンバーは、年度初めに希望者を募り、必要に応じて追加募集を行うことができる。
- 2、サポートメンバーの参加は強制ではなく、可能な範囲で協力するものとする。

## 第 七 章 会議及び総会

第 十 一 条 総会は次の二種とする。

- 1、【定期総会】 年2回（1学期、3学期）開催する。
- 2、【臨時総会】 必要に応じ随時開催する。
- 3、本会の年度計画、前年度決算、新年度予算、役員の決定及び本会則の変更は、総会の承認を経なければならない。

第 十 二 条 常任委員会は次のことを行う。

- 1、役員からの提案事項及び事業計画等を審議する。
- 2、総会に提出する原案の作成を行う。
- 3、その他総会で行なう以外の審議事項の決議もしくは承認をする

第 十 三 条 常任委員会は次の者で構成する。

- 1、役員
- 2、監査委員
- 3、サポートメンバー

第 十 四 条 役員会は次の任務をもつ。

- 1、総会の決議した事項を執行する。
- 2、総会、常任委員会に提出する案件を作成する。
- 3、事業計画等の運営を助成する。
- 4、その他会則により委嘱された事項の処理をなす。
- 5、役員と監査委員と学校長(又はその代理者)とで構成する。

第 十 五 条 学校長はその他いずれの会議及び集会にも出席して意見を述べるこ

とができる。

第 十六 条 特別委員会は必要に応じて臨時につくる。

第 十七 条 前項各種会議はその時の出席者によって成立し、会議の議事は出席者の過半数を以て決める。但し、本会の総会は会員の過半数を以て成立し、委任状は出席とみなす。

## 第 八 章 会 計

第 十八 条 本会の経費は会費、事業収入及び寄付をもって支弁する。

第 十九 条 本会員はつぎの通り会費を納めるものとする。

- 1、本会員の会費は在籍児童一名あたり年額千八百円（一家庭の上限を三千六百円）とし、教職員は1名あたり年額千八百円とする。
- 2、会費の増額並びに会員に特別の負担を求める場合は、総会の決定による。
- 3、本会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

## 第 九 章 付 則

第 二十 条 本会則を改正又は廃止するときはその案を前もって会員に示し、総会において出席者の三分の二以上の賛成によってなされる。

第 二十一 条 本会の運営に必要な細則は常任委員会の決議を得て決定する。

第 二十二 条 本会の運営に必要な個人情報の取り扱いについては別に定める。

第 二十三 条 書面会議及びオンライン会議については次に定める。  
前項各種会議において、会長が必要と認める場合は書面による会議の開催及びオンラインによる会議の開催も可能とする。

第 二十四 条 本規約は昭和五十九年四月一日（改正）より実施する。

本会則は平成三年四月一日（改正）より実施する。

本会則は平成九年四月十一日（改正）より実施する。

本会則は平成十三年四月一日（改正）より実施する。

本会則は平成十八年四月一日（改正）より実施する。

本会則は平成二十二年四月一日（改正）より実施する。

本会則は平成二十八年五月二十五日（改正）より実施する。

本会則は平成三十一年四月一日（改正）より実施する。

本会則は令和三年四月一日（改正）より実施する。

本会則は令和五年四月一日（改正）より実施する。

本会則は令和六年四月一日（改正）より実施する。

本会則は令和七年六月一日（改正）より実施する。